

令和8年度竹富町猟銃等取得促進事業補助金（募集要領）

1. 事業目的

有害鳥獣による農林水産物への被害を防止するための有害鳥獣捕獲活動の担い手育成を目的として、猟銃所持許可等の取得に要する経費を支援します。

特に、竹富町鳥獣被害対策実施隊が未設置の地域において、新たな捕獲人材を確保するため、本事業の補助対象者を募集します。

2. 募集人数

対象地区ごとに1名とする。

地区	募集人数
黒島	1名
波照間島	1名

3. 補助対象経費および補助内容

竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）の別表1に掲げる補助対象経費のうち、上限額50万円または実際に支払った額のいずれか低い額を助成します。

4. 応募資格

次のすべてを満たす者

- (1)黒島または波照間島に住所を有する者
- (2)満20歳以上の者
- (3)交付規程第8条に掲げる病気に罹患したことがない者
- (4)令和8年度中に狩猟免許および猟銃所持許可の取得を予定し、竹富町鳥獣被害対策実施隊への加入意思を有する者
- (5)町税等の滞納がない者
- (6)暴力団員等でない者

5. 募集期間

令和8年6月5日金曜日から令和8年6月19日金曜日まで（土曜、日曜を除く）
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

6. 提出書類

- (1)竹富町猟銃等取得促進事業補助金事業実施計画書（第2号様式）
- (2)竹富町猟銃取得補助に関する誓約書（第3号様式）
- (3)既往歴に関する書面（任意様式）
- (4)竹富町義務履行確認申請書
- (5)志望理由書
- (6)住民票
- (7)その他町長が必要と認める書類

7. 選考方法

提出書類様式の提出をもって事業エントリーするものとし、応募者が募集人数を超えた場合は、書類審査および面接審査により選考をおこないます。

（主な審査項目）

- ①捕獲活動への参加意欲
- ②竹富町鳥獣被害対策実施隊加入後の活動継続見込み
- ③地域活動への参加実績ならびに地域への貢献意欲
- ④その他事業目的との適合性

※なお、選考は島ごとに実施し、各島1名を採択するものとし、審査結果に対する異議申し立てはできません。

8. 採択後の流れ

- (1)補助金交付申請
- (2)補助金交付決定
- (3)狩猟免許および猟銃所持許可等の取得
- (4)実績報告
- (5)補助金交付
- (6)竹富町鳥獣被害対策実施隊への加入

9. 留意事項

- (1)本事業は、有害鳥獣捕獲活動の担い手確保を目的としています。
- (2)資格取得後は、竹富町鳥獣被害対策実施隊員として活動することが期待されます。
- (3)虚偽申請その他不正行為が判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

10. 問い合わせ先

竹富町役場農林水産課

(電話番号) 0980-82-3116

(メールアドレス) norinsuisan@town.taketomi.okinawa.jp